

世界自然遺産登録に向けた課題	現状	将来的に発生する可能性がある問題点	これまでの取組	取組の成果及び今後の課題
(1) 固有種及び希少種及びその生息地・生育地の保全				
構成資産の確実な保護担保措置	○核心部となる照葉樹林帯のうち、一部が国立公園、森林生態系保護地域もしくは国指定鳥獣保護区に指定されているのみであり、多くの地域は法的な保護担保がなされていない。	世界遺産登録に際しては、遺産価値の効果的な保護のために必要な境界線の設定と適切な保護担保措置が求められる。	○奄美群島国立公園（仮称）の指定等に関する作業【環境省】 ○奄美群島森林生態系保護地域の設定に関する作業【林野庁】 ○奄美群島森林生態系保護地域の保全管理計画の検討・作成【林野庁】	○継続的に検討が進められており、世界自然遺産の推薦に先立って、国立公園及び森林生態系保護地域等の指定に向けた調整を継続する。 法的保護担保措置によって、構成資産の顕著な普遍的価値及び完全性を保証し得る範囲を含むように、世界自然遺産推薦地の境界設定を行う必要がある。 資産の適切な保護において緩衝地帯の設定が必要な場合には、緩衝地帯の設定を行う必要がある。
希少種の適切な保護・増殖	○多種の希少種が生息・生育しており、各種調査や保護の取組が行われている。 ○アマミノクロウサギやカエル類等の地上徘徊性の動物については、交通事故による被害がある。 ○植物や昆虫については、盗採の被害があるが、奄美大島5市町村により希少種の保護に関する条例が制定され、特に重要な種について採取が規制されている。 法令等で規制されていない希少種の盗採対策については、啓発活動以外に有効な手立てがない。	○観光客等の増加及び道路整備等により、交通事故による被害が増加する可能性がある。 ○人が多く入域することにより、警戒心が強い野生動物の生息を脅かすことになる可能性がある。 希少種に対するペットや観賞種としての価値が高まれば、盗採や密猟の危険性も高くなる可能性がある。	○保護増殖事業の継続実施（アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミの生息状況調査、交通事故防止対策、普及啓発等）【環境省】 今後10年間の保護増殖事業実施計画作成に関する作業（アマミノクロウサギ、アマミヤマシギ、オオトラツグミ）【環境省】 国内希少野生動植物種の指定と追加指定に向けた作業【環境省】 ○オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、ルリカケス希少野生生物保護管理対策調査【林野庁】 ○アマミヤマシギ希少野生生物保護管理対策調査【林野庁】 ○アマミノクロウサギ希少野生動植物種保護管理対策調査【林野庁】 ○奄美群島国有林等希少種生息・生育位置情報整理業務調査【林野庁】 ○奄美大島における希少野生生物保護管理対策【林野庁】 ○希少な野生生物の保護・保全：オオトラツグミ、オーストンオオアカゲラ、アマミヤマシギ、アマミノクロウサギ【林野庁】 文化財の指定（アカヒゲ、オットンガエル、モダマ自生地等）【文化庁、鹿児島県、島内5市町村】 希少野生動植物の保護に関する条例の制定【鹿児島県、島内5市町村】 ○希少野生動植物保護対策事業（希少野生植物盗採対策、パトロール実施）【鹿児島県、島内5市町村】 ○希少野生生物保護対策（世界自然遺産登録推進事業）【鹿児島県大島支庁、奄美群島広域事務組合】 ○希少野生動植物の保護に関する条例の制定、合同パトロール実施【鹿児島県、島内5市町村】 ○奄美大島自然保護ガイドブック作成【島内5市町村】 盗採防止パトロールの実施【奄美市】 ○自然保護啓発事業（希少野生生物の調査、盗採パトロール）【大和村】 希少種の保護地区（奄美フォレストポリス）の設定【大和村】	○保護増殖事業をはじめとした各種、希少種の保護・増殖・調査等の継続的な実施により、アマミノクロウサギ、オオトラツグミに関しては生息個体数の増加及び生息域の拡大傾向が確認されており、アマミヤマシギについては、大きな変化はみられていない。ただし、アマミノクロウサギに関しては、過去の生息状況に比べて十分安定的な生息個体数にまで回復しているとは言えない状況にあり各種対策を進める必要がある。 ○盗採対策としてはガイドブックの作成などにより普及啓発、パトロールの実施に加え、条例による法的規制の枠組みができたことにより抑止力の向上が図られているが、今後は法令順守の意識を喚起し、違法行為に対する発見、通報、取締りの実質的な体制強化が必要である。 ○交通事故（ロードキル）対策としては、注意喚起の看板が設置され、普及啓発にも取り組まれているが、アマミノクロウサギをはじめ希少な両生爬虫類等の交通事故の発生件数は十分低減できていないことから、特に事故多発路線・区間等に対しては、道路構造の改良等による道路への希少種の侵入防止対策の強化、夜間の車両通行規制やスピード抑制のための対策が必要である。
(2) 外来種による影響の排除				
侵略的外来種の効果的な防除	○マングース、ノネコ、ノイヌ、により、在来の希少種（アマミノクロウサギ等）が捕食される被害がある。 ○ヤギによる植生被害、土砂流出等が発生している。 ○オオキンケイギク、アメリカハマグルマ等の外来種が侵入しており、分布拡大が懸念されている。 ○カミツキガメ等の水生の外来種の侵入も確認されている。	○島外からの来訪者や物資の移動の増加により、意図的・非意図的を問わず、外来種の侵入が増加する可能性がある。	○奄美大島マングース防除事業の継続実施【環境省】 ○動物愛護・管理対策事業（徘徊犬捕獲、イヌネコ引取、負傷動物収容、特定動物の飼養許可等の実施）【鹿児島県】 ○奄美群島世界自然遺産登録推進検討会等の開催【鹿児島県】 ヤギ被害防除対策（生息状況町査）【鹿児島県】 ○ヤギ被害防除対策事業（奄美群島振興開発事業）【奄美市、大和村、宇検村、瀬戸内町】 ○飼い猫の適正・管理飼養条例【島内5市町村】 ○犬、猫へのマイクロチップ装着支援事業【環境省】 ○ノラネコの捕獲（TNR事業）【奄美市】 ○ヤギの放し飼い防止条例【島内5市町村】	○マングースに関しては、過去の防除事業の成果により生息個体数、生息域の面積は大幅に減少しており、今後もH34年度までの完全排除の目標達成に向けて防除事業を継続的・計画的に実施していく。 ○ネコのうち、飼いネコについては島内5市町村が連携して「飼い猫の適正な飼養及び管理に関する条例」を制定しており、市町村による飼いネコの登録や環境省によるマイクロチップ装着も実施されているが、今後も住民の理解・意識向上のための普及啓発を行う必要がある。 ノラネコ（集落周辺のネコ）に関しては、地域の獣医師会の協力によりTNR（捕獲・不妊手術・放逐）が実施されていることから、

			淡水外来生物調査事業【奄美市】 外来植物侵入状況調査【林野庁】	<p>今後は放逐後の個体が森林域内に拡散していかないよう、地域住民による共同管理の定着に向けた取組が必要である。</p> <p>ノネコ（森林域内のネコ）に関しては、関係機関で連携した取組が必要である。</p> <p>○ノヤギは毎年同数捕獲されているが、減少の傾向が見られないことから、生息個体数の推定及び高密度生息域の把握等の現状把握を行った上で、効果的な駆除方法の検討と実施が必要である。</p> <p>他の侵略的外来種の侵入状況の確認及び優先的対策に関する検討を進めるとともに、侵略的外来種の侵入・拡散の未然防止のための方策や体制についても検討を進める必要がある。</p>
--	--	--	------------------------------------	--

(3) 生息・生育地の維持・改善回復及び生態系の機能強化のための計画的・能動的な自然再生の推進

希少種の適切な保護・増殖	(1)にて前出	(1)にて前出	(1)にて前出	(1)にて前出
生息地・生育地の改善回復のための自然再生	<p>○過去の開発や利用等により劣化が生じている場所が存在する。</p> <p>○緩衝地域として想定されている森林部では、林業が営まれている。</p> <p>○想定される遺産推薦地の周辺部にも森林があり、緩衝地帯として期待されるが、リュウキュウマツ林が多く、松くい虫による被害も広がっている。</p>	<p>○無秩序な森林伐採やマツ枯れ跡への外来植物の侵入が発生した場合には森林の緩衝機能が劣化する可能性がある。</p> <p>草地や森林内のギャップ等を重要な生息環境の一部として利用している種にとって、一方的な森林化の進行・拡大が必ずしも良好な生息環境の回復につながらない可能性がある、</p>	<p>○亜熱帯照葉樹林の森林生態系管理手法の検討（森林施業における環境配慮モデル構築のための実証試験の実施）【環境省】</p> <p>○照葉樹林の再生等による遺産区域の緩衝機能強化についての調査検討（奄美群島世界自然遺産登録推進事業）【鹿児島県】</p> <p>○生物多様性鹿児島県戦略の策定【鹿児島県】</p> <p>○赤土流出防止対策【鹿児島県】</p> <p>松枯れ対策（伐採駆除、薬剤樹幹注入、樹種転換等）【鹿児島県・林野庁】</p> <p>○奄美大島生物多様性地域戦略の策定に向けた検討【島内5市町村】</p> <p>○森林認証による村有林の一体的管理【宇検村】</p> <p>○自然環境の保全と持続可能な利用策定事業（山の野生動植物の調査、研究、監視）【瀬戸内町】</p> <p>保護林に関するモニタリング調査【林野庁】</p>	<p>能動的な自然再生の取組については、自然環境の継続的なモニタリング等の調査結果をふまえ、検討を進めていく必要がある。</p> <p>○「生物多様性鹿児島県戦略」及び、「奄美大島における生物多様性地域戦略」の策定作業も進められており、今後は、緩衝地帯及び周辺地域を含めた奄美大島の一体的な生態系、生物多様性の保全に向けた取組が、関係行政機関の連携・協力のもとで進められることが期待される。</p> <p>○既存の調査検討の成果として、遺産推薦地の周囲にある森林の緩衝機能を強化するため、環境に配慮した森林施業に関する共通指針の設定、照葉樹林の再生や小規模な攪乱による計画的な草地環境の創出等のモデル事業の実施とモニタリングによる効果検証の必要性が示されており、今後は具体的な取組の実施に向けた検討を進める必要がある。</p>

(4) 遺産価値の保全と持続可能な利用との両立

適正な利用・エコツーリズムの推進	○観光全体の計画（マスタープラン）が存在しない状態である。世界遺産登録を見据えた計画の策定の作業が進められている。	○世界遺産登録による観光客数の増加や一部地域への集中により遺産価値が損なわれる可能性がある。	○想定される観光利用の増大に関する予測と利用適正化方策の調査検討（奄美群島世界自然遺産登録推進事業）【鹿児島県】	○平成27年度には、（鹿児島県により）奄美大島及び徳之島における観光マスタープランが策定され、世界遺産登録を見据えた計画的観光管理の方向性が示される予定であり、関係行政機関が目標や方針を共有し、連携と役割分担のもとで、その実現に向けた具体的な取組を進めていくことが期待される。
適切な利用コントロールの実現	○現時点では、利用集中による影響が懸念される状況には至っていないが、林道を活用した夜間の動物観察によるアマミノクロウサギ等の希少種への影響が懸念されている。	○世界遺産登録による観光客数の増加や一部地域への集中により遺産価値が損なわれる可能性がある。	○想定される観光利用の増大に関する予測と利用適正化方策の調査検討（奄美群島世界自然遺産登録推進事業）【鹿児島県】	○既存の調査検討の成果として、世界遺産登録により利用の増加・集中が懸念される既存の利用エリアや、夜間利用により希少種への影響が懸念される林道等に対して、ガイド同行の義務付けや通行規制の仕組みの必要性が示されており、今後は具体的な取組の実施に向けた検討を進める必要がある。
利用施設の整備・改善	○遺産価値を利用者に実感させ、伝えるための拠点やフィールドの整備が不十分である。	○既存の限られた施設やフィールドでは、世界遺産登録により増加する利用者を受け入れられず、オーバーユースが発生する可能性がある。	○奄美群島国立公園（仮称）の指定等に関する検討作業【環境省】	○既存の調査検討の成果として、利用施設（遺産センター、VC等）、森林の魅力を引き出す施設、環境負荷低減のための施設、遺産価値保全のための施設や長距離歩道の整備等の方向性が示されており、今後は、具体的な取組の実施に向けた検討を進める必要がある。

		では利用者に遺産価値を十分実感させ、適切に伝えられない可能性がある。	各種利用施設の整備【島内5市町村】	
利用の質を高めるための取組の強化	○遺産価値の保全と利用を両立しながら、利用者に満足感を与える利用形態として、エコツーリズムの推進に向けた取組みが進められている。	世界遺産の価値を利用者に十分伝えられず、世界遺産に対する利用者の期待に応えられなければ、持続可能な利用は達成できない可能性がある。	○自然観光資源適正利用調査【奄美群島広域事務組合】 ○エコツーリズム推進体制整備事業【奄美群島広域事務組合】 ○エコツアーガイド育成推進事業【奄美群島広域事務組合】 ○エコツーリズム推進アドバイザー派遣事業の活用【奄美群島広域事務組合】 ○ガイド業についての自主ルール策定【奄美群島広域事務組合】 ○エコツーリズム推進全体構想の検討【奄美群島全域12市町村】 ○エコツアーガイド登録・認定制度の検討【奄美群島全域12市町村】 ○自然観察会やセミナー、絵画展の開催、パンフレットの作成・配布等【環境省】 ○島案内人育成講座【瀬戸内町】	○奄美群島広域事務組合により、奄美群島エコツーリズム推進全体構想の策定が進められており、その成果として、適正利用のためのルール設定、ガイドの登録・認定制度、ガイドの人材養成の仕組の確保等が図られる予定である。
(5) 保安全管理への地域社会の参加と協働による保安全管理と地域社会の持続的発展への寄与				
公共事業における有効な環境配慮の実施	○環境配慮に関する統一された指針がないため、個別の工事实施時に環境配慮手法を検討している。 ○既存工作物を環境配慮型の構造にできるような制度や自然再生型公共事業の制度が存在しない。	○個別事業ごとの対応では、情報や技術の継承、更新が進まず、重大な影響の見落としが発生し、効果的な環境配慮が実施されない可能性がある。	○自然環境に配慮した公共事業の検討(奄美群島世界自然遺産登録推進事業)【鹿児島県】 近自然工法による河川改修や周辺環境に配慮した道路改修などの検討、実施【鹿児島県】	○鹿児島県により、公共事業における環境配慮の指針及び環境配慮のシステムが検討されており、平成27年度以降に具体的な制度設計の検討を行い、平成28年度からの試行的な制度運用が開始される予定である。
遺産価値の保全と地域産業の振興との両立	○豊かな自然環境と固有の文化を活かした産業振興や交流拡大に向けた取組を継続しているが、本土との間には未だに経済面の諸格差があり、人口減少や高齢化の進展などの課題を抱えている。 ○遺産価値の保全と地域産業の振興の両立とをモニタリングする仕組みが確立していない。	○遺産価値の保全と地域産業の両立の方針が明確に示されていないければ、産業活動により遺産価値が損なわれる可能性があり、一方で、地域の産業や経済活動が縮小し、地域社会が維持できなければ、地域社会による遺産価値の保全・管理が継続できなくなる可能性がある。	○奄美群島の振興開発についての検討【国土交通省】 ○奄美群島の振興開発特別措置法の改正に関する作業【国土交通省】 ○奄美群島振興開発基本方針の策定【国土交通省】 ○奄美群島振興開発計画の同意【国土交通省】 ○奄美群島振興開発総合調査報告書の作成【鹿児島県】 ○奄美群島振興開発計画(H26~30年度)の検討【鹿児島県】 ○奄美群島振興開発計画(H26~30年度)の策定【鹿児島県】 ○奄美群島振興開発基本計画・実施計画の検討・作成【奄美群島広域事務組合】 ○奄美群島成長戦略ビジョンの検討・作成【奄美群島広域事務組合】 ○遺産価値の保全と地域の社会経済活動の両立についての調査検討(奄美群島世界自然遺産登録推進事業)【鹿児島県】 亜熱帯林の循環利用、奄美産材の利用技術確立等の調査研究(森林資源活用調査)【鹿児島県】 ○地域振興推進事業(特産品等の開発支援)【鹿児島県】 ○奄美群島島一番コンテスト(地域資源を活かした特産品づくりの促進)【奄美群島広域事務組合】 ○観光物産の宣伝、ブランド化の推進【島内5市町村】 ○奄美シマ博覧会【奄美群島観光物産協会】	○地元12市町村による「奄美群島成長戦略ビジョン」が策定され、さらに鹿児島県により平成26年度から平成30年度までの「奄美群島振興開発計画」が策定された。これらの戦略・計画に基づいて、奄美ならではの自然・文化等の地域資源の活用及び世界自然遺産登録にむけた施策の展開方針が示された。 ○鹿児島県、奄美群島広域事務組合、観光物産協会及び各市町村により、地域資源を活かした特産品の開発や、外部への物産のPR、シマ博覧会等の各種事業が継続的に実施され、成果をあげつつあるが、今後はさらに世界遺産を活用したブランディングにより波及効果の拡大を図る必要がある。 ○既存の調査検討の成果として、世界遺産と地域社会との関係性を示す指標についての項目案が整理されたことから、今後は、具体的なモニタリング指標の設定及びモニタリング調査の実施、指標データの蓄積や公開等の実施に向けた検討を進める必要がある。
遺産価値の保全と地域文化の継承との調整	○奄美地域の自然は、他の自然遺産地域と異なり、長い歴史を通じて人間との濃密な関わりの中で維持されてきたことが大きな特徴である。このような伝統文化が現在も各所に残されているが、元来の自然資源が活用されなくなったり、外来種に置き換わることで継承が難しい文化資源もある。	自然への畏怖や賢明な利用に根差した地域固有の文化が継承されなければ、遺産価値の保全と地域社会の持続的発展の両立が図れない可能性がある。	環境文化型の国立公園指定に向けた作業とその管理運営のあり方検討【環境省】 ○遺産価値の保全と地域の伝統的な自然利用についての調査検討(奄美群島世界自然遺産登録推進事業)【鹿児島県】 ○奄美島唄保存伝承事業(島唄の現状調査、保存・記録、魅力発信)【鹿児島県】 ○海洋動物及び文化財調査整理事業【瀬戸内町】 地域の宝さがし(勉強会、ブランド化、情報発信等)【島内5市町村】	○地域の伝統的な自然利用に関する情報収集を進め、世界遺産の管理や国立公園制度との関連を整理しているところである。 今後は、調査検討の結果を踏まえて、地域の伝統・文化に裏付けられた知恵や技術の世界遺産の管理への効果的活用や、地域文化の継承と公園制度との調整等の具体的方法・内容について検討を進める必要がある。
地域住民の理解醸成・協	○世界自然遺産登録に向け、ポスターやパンフレットの配布、勉強会、セ	地域住民の理解と協力がなければ、世界遺産の価値の保全と	○世界自然遺産登録に向けた普及啓発【環境省、鹿児島県、島内5市町村】 ○Facebook、Twitterによる情報発信の充実【鹿児島県】	○世界自然遺産の目的、奄美・琉球における遺産価値とは何か、世界遺産の登録後の効果や影響、遺産価値の保全・管理・利用に関する

力体制の確保	ミナー、キャンペーンなど、地域住民に向けた様々な普及啓発の取組が行われている。	適正な管理は実現しない。	<p>○普及啓発（世界自然遺産登録推進事業）【奄美群島広域事務組合】</p> <p>○奄美大島自然保護ガイドブック作成【島内5市町村】</p>	<p>地域住民の役割や関わり方など、より具体的内容について、より広範な人々に対して、より分かりやすい情報を提供することにより、世界遺産に対する地域住民の関心と理解の向上に向けた積極的な取組を継続していく必要がある。</p> <p>地域住民の視点から世界遺産と地域との関わりに関する課題を抽出し、課題解決に向けた対応を検討し、具体的取組を誘導、支援していくための組織や体制を確保する必要がある。（地域連絡会議等の住民参加・合意形成の仕組みづくり）</p>
--------	---	--------------	---	--